

能登半島地震で被災した新入生への経済支援について

大阪公立大学 学生課

2024年1月1日に発生した能登半島地震により被災した学生の経済的負担を軽減し、修学の機会を図るため、授業料等免除の特別措置を実施します。

1. 対象者

(1) 災害救助法適用地域に居住する罹災者で、次に該当する世帯の者(正規生)

①家計支持者の住居が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害に遭い、若しくは警戒区域等に設定され、入学料・授業料等の負担が困難になった世帯

②家計支持者の勤務先等が被害に遭い、若しくは警戒区域等に設定され、失業や廃業など入学料・授業料等の負担が困難になった世帯

(2) その他、理事長が特に認める世帯の者（災害救助法適用地域の周辺地域居住者で、前記（1）の①又は②に該当する世帯若しくは家計支持者の負傷など）

※災害救助法適用地域はこちら

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 特別措置の内容

(1) 入学料の免除

(2) 2024年度 授業料の免除（前期分・後期分）

(3) 2024年度 実験機器充実負担金及び実習充実負担金の免除（前期分・後期分）※

※実験機器充実負担金及び実習充実負担金は獣医学部の学生のみ対象

3. 提出書類

申請者全員提出が必要		
(1)	入学料減免申請書	
(2)	授業料等減免申請書	
(3)	罹災証明書等	コピーの提出可
災害救助法適用地域の周辺地域居住者のみ提出が必要		
(4)	住民票の写し	コピーの提出可
その他大学からの指示があった者のみ提出が必要		
(5)	本学が必要と認める書類	

4. 申請方法

入学手続き日の前日までに下記 URL からオンラインフォームに申請の上、上記提出書類を入学手続き日に指定の受付窓口へ提出してください。

オンライン申請フォーム <https://forms.office.com/r/JCayhquJqP>

5. 高等教育の修学支援新制度の申請について

入学後、日本学生支援機構が実施する「高等教育の修学支援新制度」の家計急変制度に申請することができます。採用されると、3カ月ごとに現況確認の上、継続的に支援を受けることができます。以下の URL より「高等教育の修学支援新制度」の要件を確認し、要件を満たす場合は下記の学生課日本学生支援機構奨学金担当へメールにてご相談ください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>)

また、高校在学中に、日本学生支援機構奨学金の「高等教育の修学支援新制度」を申請し、採用された方は、入学後、予約採用決定通知書を学生課経済支援担当へ提出してください。提出場所等は大学ウェブサイトにてご案内します。必要であれば家計急変制度への申請も出来ますので併せてご相談ください。

【学生課 日本学生支援機構奨学金担当】

メールアドレス：gr-gks-kikou[at]omu.ac.jp

[at]の部分>@に変更してください。

メールの件名：家計急変

※メールの本文に学籍番号・氏名を記載してください。(学籍番号は入学後のオリエンテーションにてお伝えすることになります。)

【本支援に係る問合せ先】

学生課 経済支援担当

gr-gks-shogakukin[at]omu.ac.jp

[at]の部分>@に変更してください。